



師走を迎え、何かと忙しい時期となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化管法 SDS 制度に関する Q&A の更新（経済産業省）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」における令和3年10月の政令改正に伴い、化管法のSDS制度に関するQ&Aが追加・更新された。

[もっと詳しく☞](#) [経済産業省（化管法SDS制度に関するQ & A）](#)

② 化審法の施行状況（令和2年度）を公開（経済産業省）

令和2年度の化審法施行状況について、新規化学物質の届出、上市後の化学物質のリスク評価並びに規制措置の状況などが公開された。

[もっと詳しく☞](#) [経済産業省（化審法の施行状況（令和2年度））](#)

③ 令和3年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会を開催（厚生労働省）

令和3年11月4日、令和3年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会がオンライン形式で開催された。POPs条約の新規対象物質に関する化審法第一種特定化学物質への指定の見直しなどについて議論された。

[もっと詳しく☞](#) [厚生労働省（令和3年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① REACH 規則 附属書 XIV の修正規則を公布（欧州委員会）

欧州委員会は、2021年11月23日付で、4つのフタル酸エステル（DEHP、BBP、DBP、DIBP）についてREACH規則の附属書XIV（認可対象物質リスト）を修正する規則を公布した。医薬品の直接包装材におけるDEHP、BBP及びDBPの使用の免除が削除された。本規則は官報掲載日から20日目に発効する。

[もっと詳しく☞](#) [EUR-Lex（COMMISSION REGULATION \(EU\) 2021/2045）](#)

② 成形品中の PIP (3:1) に対する禁止規則の遵守期限を再延期する改正案を公表（米国 EPA）

米国EPAは、TSCA第6条(h)に基づく残留性・生物蓄積性・毒性（PBT）特性を有する5物質の禁止規則の中で、電子製品等に含まれるイソプロピル化フェノール＝ホスファート（3:1）（PIP（3:1）, CAS RN：68937-41-7）に関する内容の適用日を2024年10月31日に再延期する提案規則を公表した。

[もっと詳しく☞](#) [U.S.EPA（EPA Proposes Further Extension of Compliance Date for PIP \(3:1\)-Containing Articles）](#)

③ POPs規則附属書IV及びVの改正案に関する意見募集（欧州委員会）

欧州委員会は、POPs規則の附属書IV及びVを改正する規則案を採択し、意見募集を開始した（2021年12月23日まで）。本改正案では、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、ジコホル、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類の3つの残留性有機汚染物質（POPs）に対し、附属書IV及びVで規定する廃棄物中の濃度制限が追加された。

[もっと詳しく☞](#) [EC（European Green Deal: Commission adopts new limits for some of the most harmful chemicals in waste）](#)
[EC（Hazardous waste - updated concentration limits for chemical pollutants）](#)

特集：化学物質排出把握管理促進法（化管法）の政令改正（SDS対象物質の拡大）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和3年10月15日に閣議決定され、10月20日に公布されました
(https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html)。

本政令は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に規定する第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しを行うため、同法施行令（平成12年政令第138号）の一部の改正を行うものです。施行期日は令和5年4月1日です。

本改正によりPRTR制度及びSDS制度の対象物質が拡大します（下表）。なお、これまでの対象物質からの除外、第一種指定化学物質から第二種指定化学物質への変更等も含まれます。

SDS作成対象物質が、第一種指定化学物質515物質、第二種指定化学物質134物質となりました。

	改正前	改正後	PRTR 制度	SDS 制度
第一種指定化学物質	462 物質	515 物質	○	○
第二種指定化学物質	100 物質	134 物質	-	○

対象物質につきましては、以下のURLよりご確認ください。

第一種指定化学物質：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

第二種指定化学物質：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class2.pdf

本機構では、国内向けラベル／SDS作成支援業務を承っています。お気軽にご相談ください
ご相談はこちら→[SDS作成・問合せ](#)

お知らせ

○最新JIS対応ラベル／SDSの改正期限が迫っています！

JIS Z 7252：2019及びJIS Z 7253：2019に対応したラベル／SDSの改正期限が**2022年5月24日まで**となっています。お早めの準備をお勧めいたします。弊機構では、国内向けラベル／SDS作成支援業務を承っています。お気軽にご相談ください。

来場御礼

○ケミカルマテリアルJapan2021 -ONLINE- 化学物質管理ミーティングが終了しました

オンラインで開催された化学物質管理ミーティングが無事に終了いたしました。

今年もおかげさまで多くの方にご覧いただき、盛況のうちに閉会することができました。誠にありがとうございました。

開催期間中にご対応できなかったご要望や案内のご不明点などがありましたら、下記連絡先またはHP内

「[お問合せ](#)」[フォーム](#)よりご一報賜りますようお願い申し上げます。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：茅島、佐野)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp